

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「議会事務局」を「議会局」に改め、同条第5号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。